

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

【提出形態】



大量保有報告書

法第 27 条の 23 第 1 項に基づく報告書

関東財務局長

弁護士 庭野 議隆

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

平成 17 年 12 月 8 日

平成 17 年 12 月 ~~16~~ 日

3 名 15

連名



第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	ジェイコム株式会社
会社コード	2462
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所（マザーズ）
本店所在地	大阪府大阪市中央区南船場 4 丁目 4 番 3 号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	タイドマン・ジャパン・エル・ピー（Tiedemann Japan LP）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 10022 535 マディソン通り
旧氏名又は名称	なし
旧住所又は本店所在地	なし

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 15 年 9 月 22 日
代表者氏名	バーバラ・ワルガ・ナラティル
代表者役職	最高執行責任者（チーフ・オペレーティング・オフィサー）
事業内容	投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 萩原 隆志
電話番号	03-(6888)-5818

(2)【保有目的】

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	502		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 502	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		
			502

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年12月 14 日現在) 5	S	14,500
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		3.46 306
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		なし

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 17 年 12 月 8 日	株券	502	取得	757,244 円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	380,136
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	380,136

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 （千円）
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	タイドマン・ジャパン・キューピー・エルピー (Tiedemann Japan QP LP)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 10022 535 マディソン通り
旧氏名又は名称	なし
旧住所又は本店所在地	なし

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 17 年 1 月 14 日
代表者氏名	バーバラ・ワルガ・ナラティル
代表者役職	最高執行責任者 (チーフ・オペレーティング・オフィサー)
事業内容	投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 萩原 隆志
電話番号	03-(6888)-5818

(2)【保有目的】

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	463		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 463	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)			463
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年12月 ⁸ / ₁₄ 日現在)	S	14,500
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		3.19 3 ¹⁰³
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		なし

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 17 年 12 月 1 日	株券	1	取得	610,000 円
平成 17 年 12 月 8 日	株券	1	処分	672,000 円
平成 17 年 12 月 8 日	株券	463	取得	757,244 円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	350,603
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	350,603

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 （千円）
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

第3【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	タイドマン・セレクト・ジャパン・ポートフォリオ (Tiedemann Select Japan Portofolio)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 10022 535 マディソン通り
旧氏名又は名称	なし
旧住所又は本店所在地	なし

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成12年3月3日
代表者氏名	バーバラ・ワルガ・ナラティル
代表者役職	最高執行責任者 (チーフ・オペレーティング・オフィサー)
事業内容	投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 萩原 隆志
電話番号	03-(6888)-5818

(2)【保有目的】

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	35		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 35	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)			35
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年12月 14 ⁸ 日現在)	S	14,500
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.24 1370
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		なし

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 17 年 12 月 8 日	株券	35	取得	757,244 円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	26,503
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	26,503

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) タイドマン・ジャパン・エル・ピー
- (2) タイドマン・ジャパン・キューピー・エルピー
- (3) タイドマン・セレクト・ジャパン・ポートフォリオ

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	1,000		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証書(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 1,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		1,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年12月 31 ⁸ 日現在)	S	14,500
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		90 6.89655
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Tiedemann Japan LP (hereinafter the "Fund"), a limited partnership having its principal office located at c/o Ogier Fiduciary Services (Cayman) limited, Queensgate House, 113 South Church Street, P.O Box 1234 GT, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies hereby nominates, constitutes and appoints Messrs. Noritaka Niwano and Takashi Hagihara, Attorney-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, jointly and each of them severally, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Fund to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

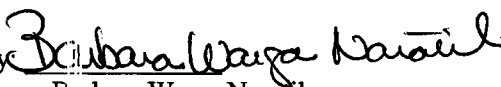
1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, corrections, supplements or changes thereto (hereinafter the "Report") relating to the Fund's shareholding in the J-COM Co, Ltd. (hereinafter the "J-COM") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the J-COM, and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association;
3. To do any and all things and perform any and all acts necessary or desirable in connection with 1. and 2. above; and
4. To appoint a sub-attorney or sub-attorneys with limited authority to perform any or all of the actions hereinabove.

The Fund does hereby agree to ratify and confirm whatever the attorney shall lawfully do or cause to be done in accordance with the premises hereunder.

This power of attorney shall remain effective until revoked by the Fund.

IN WITNESS WHEREOF, the Fund has caused this Power of Attorney to be signed and sealed in its name and on its behalf by its duly authorized officer this 14th day of December, 2005.

Tiedemann Japan LP

By 
Name: Barbara Warga Naratil
Title: Chief Operations Officer

(訳 文)

委 任 状

ケイマン諸島 グランド・ケイマン ブリティッシュ・ウェスト・インディーズ 私書箱 1234 ジーティー 113 サウス・チャーチ通り、クインズゲイトハウス、オージャー・フィデューシャリー・サービシーズ (ケイマン) リミテッド 気付を本店とするタイドマン・ジャパン・エルピー (「当ファンド」) は、東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士庭野議隆氏、萩原隆志氏の両氏を代理人と定め、当ファンドのために下記行為をなす権限を授与する。

1. 当ファンドによるジェイコム株式会社 (「発行会社」) の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書、変更報告書およびその他の報告書 (「報告書」) を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社、関連証券取引所および日本証券業協会に送付すること。
3. 上記に関して必要または望ましいと思われるその他のすべての行為を行うこと。
4. 復代理人を選任し、上記に従って委任された行為の全部もしくは一部を行う制限付きの権限を付与すること。

当ファンドは、ここに上記の代理人が当ファンドの名においてまたは当ファンドのために本委任状に基づいて行うかまたは第三者をして行わせるすべての行為を承認し、確認することを約する。

本委任状は当ファンドが書面で取り消すまで有効とする。

上記の証として、当ファンドは 2005 年 12 月 14 日、本委任状に署名した。

タイドマン・ジャパン・エルピー

(署 名)

氏名：バーバラ・ワルガ・ナラティル

役職：最高執行責任者 (チーフ・オペレーティング・オフィサー)

上記正訳しました。

弁護士 萩原 隆志

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Tiedemann Japan QP LP (hereinafter the "Fund"), a limited partnership having its principal office located at c/o Ogier Fiduciary Services (Cayman) Limited, Queensgate House, 113 South Church Street, P.O Box 1234 GT, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies, hereby nominates, constitutes and appoints Messrs. Noritaka Niwano and Takashi Hagihara, Attorney-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, jointly and each of them severally, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Fund to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

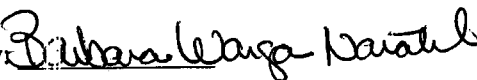
1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, corrections, supplements or changes thereto (hereinafter the "Report") relating to the Fund's shareholding in the J-COM Co, Ltd. (hereinafter the "J-COM") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the J-COM, and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association;
3. To do any and all things and perform any and all acts necessary or desirable in connection with 1. and 2. above; and
4. To appoint a sub-attorney or sub-attorneys with limited authority to perform any or all of the actions hereinabove.

The Fund does hereby agree to ratify and confirm whatever the attorney shall lawfully do or cause to be done in accordance with the premises hereunder.

This power of attorney shall remain effective until revoked by the Fund.

IN WITNESS WHEREOF, the Fund has caused this Power of Attorney to be signed and sealed in its name and on its behalf by its duly authorized officer this 14th day of December, 2005.

Tiedemann Japan QP LP

By: 
Name: Barbara Warga Narat, I
Title: CHIEF OPERATING OFFICER

(訳 文)

委 任 状

ケイマン諸島 グランド・ケイマン ブリティッシュ・ウェスト・インディーズ 私書箱 1234 ジーティー 113 サウス・チャーチ通り、クインズゲイトハウス、オージャー・フィデューシャリー・サービシーズ (ケイマン) リミテッド 気付を本店とするタイドマン・ジャパン・キューピー・エルピー (「当ファンド」) は、東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士庭野議隆氏、萩原隆志氏の両氏を代理人と定め、当ファンドのために下記行為をなす権限を授与する。

1. 当ファンドによるジェイコム株式会社 (「発行会社」) の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書、変更報告書およびその他の報告書 (「報告書」) を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社、関連証券取引所および日本証券業協会に送付すること。
3. 上記に関して必要または望ましいと思われるその他のすべての行為を行うこと。
4. 復代理人を選任し、上記に従って委任された行為の全部もしくは一部を行う制限付きの権限を付与すること。

当ファンドは、ここに上記の代理人が当ファンドの名においてまたは当ファンドのために本委任状に基づいて行うかまたは第三者をして行わせるすべての行為を承認し、確認することを約する。

本委任状は当ファンドが書面で取り消すまで有効とする。

上記の証として、当ファンドは 2005 年 12 月 14 日、本委任状に署名した。

タイドマン・ジャパン・キューピー・エルピー

(署 名)

氏名：バーバラ・ワルガ・ナラティル

役職：最高執行責任者 (チーフ・オペレーティング・オフィサー)

上記正訳しました。

弁護士 萩原 隆志

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Tiedemann Select Japan Portfolio (hereinafter the "Fund"), a limited partnership having its principal office located at P.O. Box 1234, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, hereby nominates, constitutes and appoints Messrs. Noritaka Niwano and Takashi Hagihara, Attorney-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, jointly and each of them severally, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Fund to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

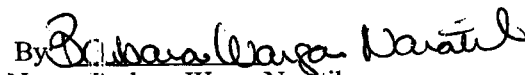
1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, corrections, supplements or changes thereto (hereinafter the "Report") relating to the Fund's shareholding in the J-COM Co, Ltd. (hereinafter the "J-COM") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the J-COM, and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association;
3. To do any and all things and perform any and all acts necessary or desirable in connection with 1 and 2. above; and
4. To appoint a sub-attorney or sub-attorneys with limited authority to perform any or all of the actions hereinabove.

The Fund does hereby agree to ratify and confirm whatever the attorney shall lawfully do or cause to be done in accordance with the premises hereunder.

This power of attorney shall remain effective until revoked by the Fund.

IN WITNESS WHEREOF, the Fund has caused this Power of Attorney to be signed and sealed in its name and on its behalf by its duly authorized officer this 14th day of December, 2005.

Tiedemann Select Japan Portfolio

By 
Name: Barbara Warga Naratil
Title: Chief Operating Officer

(訳 文)

委 任 状

ケイマン諸島 グランド・ケイマン ジョージタウン 私書箱 1234 ジーティー 113 を本店とするタイドマン・セレクト・ジャパン・ポートフォリオ（「当ファンド」）は、東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士庭野議隆氏、萩原隆志氏の両氏を代理人と定め、当ファンドのために下記行為をなす権限を授与する。

1. 当ファンドによるジェイコム株式会社（「発行会社」）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書、変更報告書およびその他の報告書（「報告書」）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社、関連証券取引所および日本証券業協会に送付すること。
3. 上記に関して必要または望ましいと思われるその他のすべての行為を行うこと。
4. 復代理人を選任し、上記に従って委任された行為の全部もしくは一部を行う制限付きの権限を付与すること。

当ファンドは、ここに上記の代理人が当ファンドの名においてまたは当ファンドのために本委任状に基づいて行うかまたは第三者をして行わせるすべての行為を承認し、確認することを約する。

本委任状は当ファンドが書面で取り消すまで有効とする。

上記の証として、当ファンドは 2005 年 12 月 14 日、本委任状に署名した。

タイドマン・セレクト・ジャパン・ポートフォリオ

（署 名）

氏名：バーバラ・ワルガ・ナラティル

役職：最高執行責任者（チーフ・オペレーティング・オフィサー）

上記正訳しました。

弁護士 萩原 隆志